

# 大枝西新林町六丁目南地区地区計画

## 【区域の整備・開発及び保全の方針】

### ○地区計画の目標

大枝西新林町六丁目南地区は、西京区の西部、大枝地区に位置し、京都市が新住宅市街地開発法に基づき計画的な住宅地の形成を図ってきた洛西ニュータウンの一角にあります。地区の東側は新林本通、南側は境谷本通のそれぞれ街路樹のきれいな道路に面し、西側には西山の緑豊かな自然があり、これらが整然と調和した閑静な生活環境に恵まれた地区です。

今後ともこの良好な居住環境を保全するとともに、より良い住宅地形成を図ることを本地区の地区計画の目標とします。

### ○土地利用の方針

低層の住宅地を主体とした土地利用を図ります。

### ○建築物の整備方針

低層住宅地として良好な居住環境を保全・整備するため、用途の混在や敷地の細分化の防止、隣棟間隔の確保を図ります。

## 【地区計画の区域】



## 【地区整備計画】



建築物の高さの最高限度 10m  
軒の高さについては7m

### 建築物等の用途の制限

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- 1 一戸建専用住宅
- 2 診療所（住宅を兼ねるものを含む）
- 3 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち
  - (1) 事務所
  - (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
  - (3) 理髪店、美容院その他これらに類する施設
  - (4) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 4 巡査派出所、公衆電話所その他建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物

建築物の敷地面積の最低限度 160㎡

### 壁面の位置の制限

建築物の外壁の面からの最低限度

- ・道路境界まで2m（軒の高さが2.3m以下の自動車車庫については1m）
- ・隣地境界まで1m

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 1 距離の最低限度に満たない距離にある建築物若しくは建築物の部分で、外壁の長さの合計が3m以下であるもの。
- 2 軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内である物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く）に供するもの。

お問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL (075) 222-3505